

「あわぎんANSERサービス利用規定（対応機種：テレホン、ファクシミリ）」における  
当行所定等の文言についての補足説明

1. あわぎんANSERサービス

（3）本サービスの利用に際しては、当行が定める回線番号（照会・振込振替サービス  
を利用される場合には、下記の番号への架電が必要です。）

①ファクシミリサービス徳島地区：06-6344-6057、東京地区：03-3241-8982、大  
阪地区：06-6452-3798、高松地区：06-4796-7289）あてに接続するものとします。

（5）本サービスの利用時間は、当行所定の時間内（平日で照会サービス・振込振替サ  
ービスは 8:45～21:00、通知サービスは 9:00～19:00 となります）とします。

3. 振込・振替機能

（1）振込・振替機能

③a. 入金指定口座が支払指定口座と同一名義、かつ、当行本支店にある当行所定  
の種目（1. 支払口座が普通預金・貯蓄預金・当座預金の場合：当行自店宛で  
同一名義人間での資金移動、2. 取引口座がカードローン・通知預金・定期預  
金の場合：（1）支払口座が普通預金・貯蓄預金・当座預金であれば同一名義  
人間の貸越専用カードローン・通知預金・定期預金への資金移動が（2）支払  
口座が普通預金・貯蓄預金・当座預金で同一名義かつ同一店の事業者カーボ  
ーンへの資金移動が（3）支払口座が通知預金・貸越専用カードローン・事業者  
カードローンであれば同一名義人間の普通預金・貯蓄預金・当座預金への資金  
移動を「振替」として取り扱います）の場合は「振替」として取扱います。

（2）振込・振替機能の取扱

①申込書の振込・振替限度額記入欄に限度額の記入がない場合は、当行所定の金額  
(100 億円未満) を振込・振替限度額とします。また、定期預金への1回あたり  
の資金移動金額は、当行所定の金額（1千万円未満）の範囲内とします。

4. 利用手数料

（1）本サービス利用期間中は、銀行が定めた月間手数料（こちらをご覧ください）を支払  
うものとします。